

サイバーセキュリティ対策推進会議等について（改正案）

資料0-1 サイバーセキュリティ対策推進会議について（平成27年2月10日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）新旧対照表

資料0-2 サイバーセキュリティ対策推進会議等について（改正案）

資料0-3 サイバーセキュリティ対策推進会議の運営について（平成27年2月13日サイバーセキュリティ対策推進会議議長決定）新旧対照表

資料0-4 サイバーセキュリティ対策推進会議等の運営について（改正案）

○サイバーセキュリティ対策推進会議について（平成27年2月10日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p data-bbox="356 341 992 376">サイバーセキュリティ対策推進会議等について</p> <p data-bbox="226 437 374 472">1～4 略</p> <p data-bbox="226 533 1131 612">5 <u>推進会議、専任審議官等会議及び幹事会</u>の庶務は、内閣官房において処理する。</p> <p data-bbox="226 673 1131 753">6 前各項に掲げるもののほか、<u>推進会議、専任審議官等会議及び幹事会</u>の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。</p> <p data-bbox="226 813 1131 1085">7 <u>情報セキュリティ対策推進会議について（平成17年7月14日情報セキュリティ政策会議決定。以下「同決定」という。）第1項に基づき設置された情報セキュリティ対策推進会議が決定した事項、検討した事項及び議長指示等については、推進会議に、同決定第3項に基づき設置された幹事会が決定した事項及び検討した事項等については、幹事会に、それぞれ引き継がれるものとする。</u></p>	<p data-bbox="1312 341 1919 376">サイバーセキュリティ対策推進会議について</p> <p data-bbox="1167 437 1314 472">1～4 略</p> <p data-bbox="1167 533 1870 568">5 <u>推進会議</u>の庶務は、内閣官房において処理する。</p> <p data-bbox="1167 673 2072 753">6 前各項に掲げるもののほか、<u>推進会議</u>の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。</p> <p data-bbox="1167 813 2072 948">7 「<u>情報セキュリティ対策推進会議</u>」（平成17年7月14日情報セキュリティ政策会議決定）が決定した事項、検討した事項及び議長指示等については、<u>推進会議</u>に引き継がれるものとする。</p>

サイバーセキュリティ対策推進会議等について（改正案）

〔平成 27 年 2 月 10 日〕
サイバーセキュリティ戦略本部長決定
改正 平成 28 年 4 月 1 日
改正 平成 28 年 月 日

- 1 サイバーセキュリティ戦略本部長令（平成26年政令第400号）第4条の規定に基づき、関係行政機関の最高情報セキュリティ責任者（CISO）等相互の緊密な連携の下、政府機関におけるサイバーセキュリティ対策の推進を図るため、サイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）に、サイバーセキュリティ対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。
- 2 推進会議は、議長、副議長、構成員及びオブザーバーをもって構成する。議長は内閣官房副長官（事務）、副議長は内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監とし、構成員及びオブザーバーは、本部長の指定する職にある関係機関の最高情報セキュリティ責任者（CISO）等とする。
- 3 推進会議にサイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議（以下「専任審議官等会議」という。）を置く。専任審議官等会議は、関係機関の職員で議長の指定する職にある者によって構成する。
- 4 専任審議官等会議にサイバーセキュリティ対策推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。幹事会は、関係機関の職員で議長の指定する職にある者によって構成する。
- 5 推進会議、専任審議官等会議及び幹事会の庶務は、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に掲げるもののほか、推進会議、専任審議官等会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
- 7 情報セキュリティ対策推進会議について（平成17年7月14日情報セキュリティ政策会議決定。以下「同決定」という。）第1項に基づき設置された情報セキュリティ対策推進会議が決定した事項、検討した事項及び議長指示等については、推進会議に、同決定第3項に基づき設置された幹事会が決定した事項及び検討した事項等については、幹事会に、それぞれ引き継がれるものとする。

○サイバーセキュリティ対策推進会議の運営について（平成27年2月13日サイバーセキュリティ対策推進会議議長決定）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p data-bbox="241 341 969 371">サイバーセキュリティ対策推進会議等の運営について</p> <p data-bbox="109 437 1099 703"><u>サイバーセキュリティ対策推進会議</u>について（平成27年2月10日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）第6項の規定に基づき、<u>サイバーセキュリティ対策推進会議</u>（以下「<u>推進会議</u>」という。）、<u>サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議</u>（以下「<u>専任審議官等会議</u>」という。）及び<u>サイバーセキュリティ対策推進会議幹事会</u>（以下「<u>幹事会</u>」という。）の運営について以下のとおり決定する。</p> <p data-bbox="118 770 472 801">1 会議への出席について</p> <p data-bbox="136 818 1099 1085"><u>推進会議、専任審議官等会議及び幹事会の議長</u>は、意見を求めるため、それぞれ、当該会議へのサイバーセキュリティ補佐官（内閣サイバーセキュリティセンターに副センター長等を置く規則（平成28年3月31日内閣総理大臣決定）第2条に規定するサイバーセキュリティ補佐官をいう。）の参加を<u>求めることができる</u>とともに、必要に応じ、関係者の出席を<u>求めることができる</u>ものとする。</p> <p data-bbox="118 1152 443 1182">2 議事の公開について</p> <p data-bbox="136 1200 1099 1326"><u>推進会議及び専任審議官等会議</u>は、非公開とし、議事概要のみを会議終了後公開する。ただし、<u>当該会議の議長</u>が必要と認めるときは、議事概要の一部又は全部を公開しないもの<u>とすることができる</u>。</p> <p data-bbox="165 1343 517 1374"><u>幹事会</u>は、非公開とする。</p>	<p data-bbox="1279 341 1973 371">サイバーセキュリティ対策推進会議の運営について</p> <p data-bbox="1133 437 2119 515">サイバーセキュリティ対策推進会議（以下「<u>推進会議</u>」という。）の運営について以下のとおり決定する。</p> <p data-bbox="1140 770 1480 801">1 会議への出席について</p> <p data-bbox="1158 818 2119 992"><u>推進会議議長</u>は、意見を求めるため、<u>推進会議に内閣サイバーセキュリティセンター組織規則</u>（平成27年1月8日内閣総理大臣決定）第5条に定めるサイバーセキュリティ補佐官の参加を求めるとともに、必要に応じ、関係者の出席を<u>求めることができる</u>ものとする。</p> <p data-bbox="1140 1152 1451 1182">2 議事の公開について</p> <p data-bbox="1158 1200 2119 1326"><u>推進会議</u>は、非公開とし、議事概要のみを会議終了後公開する。ただし、<u>推進会議議長</u>が必要と認めるときは、議事概要の一部又は全部を公開しないもの<u>とすることができる</u>。</p>

3 配布資料の公開について

推進会議及び専任審議官等会議で配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公開する。ただし、当該会議の議長が必要と認めるとき又は資料の提出者の同意が得られない場合には、その旨を明示した上で非公開とすることができる。

幹事会で配布された資料は、原則として非公開とする。

4 ワーキンググループの設置について

推進会議、専任審議官等会議及び幹事会は、特定の事項について専門的な検討を行うため、必要に応じて、ワーキンググループを置くことができる。

5 その他

前各項に定める事項に関し、専任審議官等会議議長又は幹事会議長は、特に必要と認める場合には、それぞれの会議の運営について、別に定めることができる。

3 配布資料の公開について

推進会議で配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公開する。ただし、推進会議議長が必要と認めるとき、又は資料の提出者の同意が得られない場合には、その旨を明示した上で非公開とすることができる。

(新設)

(新設)

サイバーセキュリティ対策推進会議等の運営について（改正案）

〔平成 27 年 2 月 13 日〕
サイバーセキュリティ対策推進会議議長決定
改正 平成 28 年 月 日

サイバーセキュリティ対策推進会議について（平成27年2月10日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）第6項の規定に基づき、サイバーセキュリティ対策推進会議（以下「推進会議」という。）、サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議（以下「専任審議官等会議」という。）及びサイバーセキュリティ対策推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1 会議への出席について

推進会議、専任審議官等会議及び幹事会の議長は、意見を求めるため、それぞれ、当該会議へのサイバーセキュリティ補佐官（内閣サイバーセキュリティセンターに副センター長等を置く規則（平成28年3月31日内閣総理大臣決定）第2条に規定するサイバーセキュリティ補佐官をいう。）の参加を求めることができるとともに、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

2 議事の公開について

推進会議及び専任審議官等会議は、非公開とし、議事概要のみを会議終了後公開する。ただし、当該会議の議長が必要と認めるときは、議事概要の一部又は全部を公開しないものとすることができる。

幹事会は、非公開とする。

3 配布資料の公開について

推進会議及び専任審議官等会議で配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公開する。ただし、当該会議の議長が必要と認めるとき、又は資料の提出者の同意が得られない場合には、その旨を明示した上で非公開とすることができる。

幹事会で配布された資料は、原則として非公開とする。

4 ワーキンググループの設置について

推進会議、専任審議官等会議及び幹事会は、特定の事項について専門的な検討を行うため、必要に応じて、ワーキンググループを置くことができる。

5 その他

前各項に定める事項に関し、専任審議官等会議議長又は幹事会議長は、特に必要と認められる場合には、それぞれの会議の運営について、別に定めることができる。